



MerryChristmas !
&
Happy new year !

特集

“より長く働くことができる” 中小企業が増加中

◆高年齢者の雇用状況は？

厚生労働省から、平成 29 年「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日現在）が公表されました。これは企業に求められている毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を基に、「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計したものです。なお、雇用確保措置を実施していない企業に対しては、都道府県労働局・ハローワークは重点的な個別指導を実施することです。今回の集計では、従業員 31 人以上の企業 15 万 6,113 社の状況がまとめられています。この結果から中小企業（従業員 31 人～300 人規模）の状況を見てみましょう。

◆「定年制の廃止」および「65 歳以上定年企業」

定年制の廃止企業は 4,064 社（前年比変動なし）、割合は 2.6%（同 0.1 ポイント減）となり、定年を 65 歳以上としている企業は 2 万 6,592 社（同 2,115 社増）、割合は 17.0%（同 1.0 ポイント増）となりました。このうち、定年制を廃止した中小企業は 3,983 社（同 1 社増加）、2.8%（同 0.1 ポイント減）でした。また、65 歳以上定年としている中小企業は 2 万 5,155 社（同 1,968 社増）、18.0%（同 1.1 ポイント増）でした。

◆「希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度導入」

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、8,895 社（同 1,451 社増）、割合は 5.7%（同 0.8 ポイント増）となり、このうち中小企業は 8,540 社（同 1,393 社増）、6.1%（同 0.9 ポイント増）という状況です。

◆「70 歳以上まで働くことができる」

70 歳以上まで働ける企業は、3 万 5,276 社（同 2,798 社増）、割合は 22.6%（同 1.4 ポイント増）となり、このうち中小企業は 3 万 2,779 社（同 2,504 社増）、23.4%（同 1.3 ポイント増）という状況です。

◆労働人口減への対策

以上のように、2025 年までに 700 万人が減ると言われている日本の人口問題を抱え、人手の確保のため、定年制の廃止やさらなる定年延長を行う中小企業は着実に増加しているようです。継続雇用制度に伴う規程類は定期的に見直しておきましょう。また、再雇用に伴う賃金や職種変更を行う場合は、より慎重な検討が必要です。

編集後記

2017 年もあとわずかとなりました。12 月は後半になればなるほど毎日があっという間に過ぎていく感じがします。やがて気づいたら大晦日当日だった・・・ということが容易に想像できますが、その前に 12 月の一大イベント、クリスマスが控えていますね。クリスマスといえば、クリスマスケーキ、日本では大正 11 年に洋菓子の不二家が初めて販売したそうです。生クリーム（バタークリーム）にいちご等がのったデコレーションケーキが一般的ですが、海外では、薪を模ったブッシュドノエル（仏）、ダークフルーツケーキ（英）、シュトーレン（独）、パネットーネ（伊）など、ヨーロッパは茶系のケーキが多く興味深いです。その国に根差したクリスマスケーキに纏わる歴史があるようです。今年のクリスマスは日曜日、楽しいイブになりますように。そして来た 2018 年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。

企業の「受動喫煙防止」に関する取組みの状況

◆5 割以上が「完全分煙」～皆さんの会社は？

国の取組みとして受動喫煙防止対策が叫ばれる中、事業所を全面禁煙としたり、分煙対策を講じている企業も多くなってきました。帝国データバンクが実施した「企業における喫煙などに関する意識調査」（調査対象：2 万 3,341 社、有効回答企業 1 万 212 社、回答率 43.8%）でも、自社の主要事業所内の喫煙状況について、「完全分煙」（適切な換気がされている喫煙場所がある、または屋外に喫煙場所を設けている）とした企業が 56.2%と最も多くなっていました。また、社内での喫煙を全面的に不可とする「全面禁煙」が 22.1%となっており、以下、「不完全分煙」（10.0%）、「特に喫煙制限が設けていない」（7.3%）、「時間制分煙」（3.4%）と続いています。～受動喫煙による体調不良を訴える従業員の相談もあります。今までは、ではなくこれからは！で。

TOPICS

●賃上げ企業の割合が過去最多（11/29）

厚生労働省が平成 29 年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果を発表し、従業員 100 人以上の企業において定期昇給やベアなどで賃上げを行った企業の割合が 87.8%（前年比 1.1 ポイント増）となり、過去最高となったことがわかりました。1 人当たりの引上げ幅は月額 5,627 円（同 451 円増）だった。なお、賃金を引き上げた企業は 0.2%でした。

[関連リンク]

平成 29 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況
http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/c_hingin/jittai/17/index.html

Harmony通信 2017.12

#発行：2017 年 12 月 10 日

#編集・構成：合同会社 Harmony

Harmony 司法書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
Harmony 行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

